

返信ありがとうございます。

私には何度も見た内容です。

業務規程【例】は業務規程でない事などの説明はないですね。【例】を参照して制作とありますよ。

「明記する必要があると考えます。」強制ではないと認めてますね。

「釣りが可能な記載」とはどんなふうですか?まだ限定しようとされていますね。

広島県はそんなことは言われておりませんよ。

私と同じ内容が受付られなければやはり不当な行政指導と言わざるを得ないです。

〇〇様もとくにどちらが正論かお分かりだと思います。

事業者のことをちゃんと考えて対応お願いします。

「上には一応指導しました」でよくないですか?

この件の私のページは全て確認されたほうが良いと思います。

すでに何件も書き換え出来ないと言い切られていたらそれは全て不当な行政指導ですね。

遊漁船 みのり 藤原 進

minori40.net

-----Original Message-----

From: shintaku-yuji@pref.shimane.lg.jp <shintaku-yuji@pref.shimane.lg.jp>

Sent: Wednesday, October 9, 2024 6:59 PM

To: april27@ae.auone-net.jp

Subject: (回答) 水産課、遊漁船担当者〇〇様

遊漁船みのり 藤原様

島根県水産課の〇〇と申します。

照会のあったことについては、以下のとおりです。

業務規程例別表6に「船長及び業務主任者は自ら釣りをしません」と規定されていることについて、その趣旨を水産庁に照会したところ、下記の回答がありました。その趣旨を踏まえると、業務規程には、船長及び業務主任者は自ら釣りをしない旨を明記する必要があると考えます。

ただし、遊漁船業者から自ら釣りをすることが可能な記載がされた業務規程が届け出された場合、届出者とやり取りをした上でもなお見解の相違が解消せず、届出者が修正しない場合には受理することとなります。

記

遊漁船の船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実にを行うこと（改正遊漁船業法第12条及び第13条）を遵守し、それぞれの業務に専念する必要があることから、今般の法改正にあわせ、業務規程例に「船長及び業務主任者は自ら釣りをしない」旨を明記しております。

なお、遊漁船業務主任者の業務については、改正遊漁船業法施行規則第15条第1項第3号において、「利用者に対し、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと。」と定められており、業務の一環として、利用者に釣り方を教えるために釣りをすることは認められますが、船長及び業務主任者が自ら釣りをすることは、遊漁船業を行うにあたって船長及び遊漁船業務主任者の業務・職務では無いと認識しています。遊漁船業者が旧業務規程例の記載のように「漁場が込み合っている場合は釣りをしません」、「船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません」旨記載した場合、両者の業務ではない、自身のための釣りも含まれることになることを踏まえ、業務規程例に

「自ら釣りをしないこと」と規定しております。

> ----- Original Message -----

> タイトル: 水産課、遊漁船担当者〇〇様

> 送信日時: 2024-10-03 17:15:32

> 送信者: Fujihara <april27@ae.auone-net.jp>

> 宛先: webmaster@pref.shimane.lg.jp

> 初めまして。広島県の遊漁船みのり 藤原と申します。

> 浜田の遊漁船〇〇さんに聞きました。業務規程別表 6 「自ら釣りしません」を私のような書き換えが出来ないと対応されていますね。

> 不当な行政指導になる可能性が高いですよ。

> 添付ファイルを見ていただいたら行政指導であり強制でないことは明らかです。水産庁長官の名前で根拠書類が存在しないとも書かれていますよ。

> 広島県水産課の〇〇様と水産庁〇〇様(9/11 の〇〇様)にもご確認下さい。

> 私のホームページをよく確認して頂き今後どういう対応されるか返事ください。

> * * * * *

> 遊漁船 みのり 藤原 進

> minori40.net

> * * * * *

> ----- Original Message Ends -----